

独立行政法人経済産業研究所職員退職手当規程

平成13年4月1日
規程第6号

改正 平成25年 5月15日 平成25・4・30 独経研第5号
改正 平成29年 5月31日 平成29・5・30 独経研第4号
改正 平成30年 2月22日 平成30・2・19 独経研第5号
改正 平成30年 6月20日 平成30・6・19 独経研第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）職員（非常勤職員、契約期間に定めのある職員、契約に別の定めのある職員、職員就業規則第40条の3による規定により無期雇用契約へ転換した職員及び非常勤職員就業規則第5条第2項による規定により期間の定めのない雇用契約へ転換した職員は除く。以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

2 この研究所退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）は、研究所の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとする。

(適用範囲)

第2条 この退職手当規程の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、別に定めるところによる。ただし、契約に別の定めのある職員には、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職した職員に対する退職手当の額は、退職した日におけるその者の本俸月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、本文の規定により計算した退職手当の額が職員の退職の日における本俸月額に100分の5,500を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を超えるときは、本文の規定にかかわらずその乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 6月以上5年以下の期間については1年につき 100分の100
- 二 5年を超え10年までの期間については1年につき 100分の140
- 三 10年を超え20年までの期間については1年につき 100分の180

四 20年を超え30年までの期間については1年につき 100分の200

五 30年を超える期間については1年につき 100分の100

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、月数をもって計算し、1月未満の端数については、これを切り上げる。ただし、勤続期間中停職であった期間及び配偶者同行休業期間は算入せず休職、育児休業期間及び介護休業期間は2分の1に計算する。

3 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当の条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号以下単に「法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

5 職員が第3項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第4項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

6 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(退職手当の増額)

第5条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した退職手当の額に、その者の退職時の本俸月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算した額とすることができる。

一 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

- 二 10年以上勤続し、定年により退職した者
- 三 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生じたことにより退職した者
- 四 前各号に準ずる特別の理由により退職した者であって、理事長が特に増額の必要があると認める者
- 五 15年以上勤続して退職した者であって、在籍中特に勤務上功勞のあった者

(退職手当の減額)

第6条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した退職手当の額から、その額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 自己の都合により退職した者、ただし傷病、出産及び結婚により退職した者を除く。
- 二 前項に掲げる者のほか、理事長が特に減額する必要があると認める者。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、職員が退職したときにはその者に、その職員が死亡したときにはその遺族に支給する。退職手当の支給は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日の翌日から起算して1月以内に支払う。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- 一 勤続期間が6月未満の者
- 二 懲戒解雇の処分を受け若しくは禁固以上の刑に処せられたことにより解雇された者

(遡及調整)

第7条の2 退職手当及び弔慰金の支給後もしくは支給事由発生後、人事院勧告等社会一般の情勢に応じて退職者の俸給月額・手当等が改定された場合は、当該年度内に限り改定後の俸給月額・手当等に基づき計算された差額を遡及調整額（以下「遡及調整額」という。）とし、支給する。ただし、改定後の遡及調整額が退職者（死亡による退職の場合には、その遺族）に不利益な変更となった場合には、本条は適用しない。

(弔 慰 金)

第8条 職員が在職中死亡した場合においては、退職手当のほかにその者の死亡時の本俸月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

を含む。)

- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受ける遺族の順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その退職手当は、その人数によって等分して支給する。
 - 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払の差止め)

- 第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。
- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額に係る支払差止処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は研究所がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが研究所の職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額に係る支払差止処分を行うことができる。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 理事長は、第3項の規定により支払差止処分を行った後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、第1項から第3項までの規定による支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 8 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分を受けるべき者の最新の通勤届の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2週間を経過した日に到達したものとみ

なす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条第二号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第7条第二号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第二号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前条第7項及び第8項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第7条第二号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案するほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第10条第7項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

- 第13条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第三号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第7条第二号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案するほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第10条第7項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

- 第14条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行

うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条第3項又は前条第2項の規定による意見の聴取の実施にかかる通知を受けた場合において、第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第10条第1項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第7条第二号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案するほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情等を勘案して、理事長が決定するものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納

付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

- 7 第10条第7項及び第12条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(端数の処理)

第15条 この規程の定めるところにより退職手当等の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成25・4・30独経研第5号)

- 1 この規程は、平成25年5月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年5月15日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 (平成29・5・30独経研第4号)

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30・2・19独経研第5号)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30・6・19独経研第10号)

- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。